

令和6年3月1日

各位

広島県経営者協会
会長 西川正洋
(公印略)

令和6年度経営労働法研究会 会員募集について（ご案内）

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本日は、経営労働法研究会にご入会をいただきたく、失礼ながら書中をもちましてお願い申し上げる次第でございます。

経営労働法研究会は、昭和48年、広島県経営者協会内に設置されて以来、当協会顧問弁護士(全国の経営側弁護士で組織されている、経営法曹会議に所属の広島在住弁護士23名)の協力を得、研究会員の希望するテーマを法律的な角度から解明するとともに、人事・労務管理に係わる内容等についても、会員相互が話しあえる場として、研究会員からも大変ご好評をいただくなど、実績を重ねております。

令和6年度も弁護士の積極的な協力をいただき、労働判例・命令等を中心に勉強会を実施いたします。

つきましては、下記事項ご了知の上、是非共、ご入会下さいますようご案内申し上げます。

敬具

記

1. 研究会は、年度内に4回開催し、定員は、70名程度とします。
2. 入会申込期限を3月21日（木）とし、別紙入会申込用紙に必要事項をご記入いただき、FAXにてお申込み願います。
なお、ホームページ(<http://www.hiroshima-keikyo.jp>)からでもお申込みいただけます。
3. 研究会は、非公開とし、原則としてご登録いただいた会員または、代理者の他は出席できないものとします。
4. 令和6年度会費は、広島経協会員外の場合年額57,000円（広島経協会員の場合43,000円）とし、弁護士に対する謝礼、資料代、会場費等に充当します。
5. 研究会資料にて使用する判例速報(旬刊)を経団連事業サービスより、登録された会員宛、お届けします。
6. 令和4年度～令和5年度に研究会で取り上げたテーマは別添の通りです。

広島県経営者協会（担当：中嶋）

〒730-0011 広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル6階
TEL 082-221-6844 FAX 082-221-6830

広島県経営者協会 行
(FAX 082-221-6830)

令和6年度経営労働法研究会入会申込書

令和6年3月 日

広島県経営者協会
会長 西川正洋 様

会社名
代表者名

経営労働法研究会に入会し、会員並びに代理者として次の者を登録いたします。

記

会 員

役 職 名

氏 名

代 理 者

役 職 名

氏 名

役 職 名

氏 名

(申込担当者役職氏名)

会 社 名

所 在 地 〒

役 職 氏 名

T E L

F A X

経営労働法研究会テーマ

(令和4年度～令和5年度)

開催年月日	研究発表テーマ	担当弁護士
4. 7. 29	(1)メンタルヘルスをめぐる近年の諸問題とその対策 (2)高年齢者が活躍できる環境整備	国政弁護士
4. 9. 28	(1)労働時間の通算と安全配慮義務 (2)懲戒処分の公平性評価 (3)休職理由を限局したことによる休職期間満了での自然退職の有効性判断	長谷川弁護士
4. 12. 1	(1)配転命令の不利益性判断で考慮すべき事情 (2)合意成立の見込みのない誠実交渉命令と労働委員会の裁量権の範囲 (3)外国人等のマイノリティに対する侮辱的言動と従業員への教育訓練範囲	下西弁護士
5. 3. 2	(1)事業場外みなし労働時間制度の適用領域 (2)ハラスメント相談への対応における遅滞ない報告の必要性 (3)労働時間性の判断と休憩時間確保に必要な措置	高岡弁護士 田中弁護士
5. 7. 25	(1)問題社員対応の法的留意点 (2)多様な人材の活躍に向けた環境整備	国政弁護士
5. 9. 26	(1)私的目的での社内情報保存行為に対する懲戒解雇の有効性判断 (2)適性を判断する有期労働契約 (3)恒常的な人員不足下での時季変更権行使と使用者の責任	山手弁護士
5. 12. 6	(1)消防職員に対する分限免職処分の有効性判断 (2)残業時間にかかわらず賃金総額が固定されている給与体系に対する違法性判断 (3)精神疾患発症後の言動と懲戒処分の相当性判断	下西弁護士
6. 3. 7	(1)「労働時間を算定し難いとき」の判断基準 (2)傷病休職からの復職時にあるべき使用者の配慮 (3)労働組合によるビラの配布・ブログ掲載等の違法性判断	高岡弁護士 田中弁護士